

当社は、一般社団法人投資信託協会（以下、「協会」という。）の定款の施行に関する規則第10条第1項第17号イの規定に基づき、別紙様式第21号の「正会員の財務状況等に関する届出書（以下、「協会報告書面」という。）」を協会に提出し、当社のHPに当該協会報告書面を掲載するとともに、協会HPに当社の当該掲載箇所への直接のリンク先を登録しております。

当社が、関東財務局長に提出した特定有価証券の有価証券報告書及び半期報告書は、EDINETにて閲覧が可能です。

なお、協会報告書面中の監査報告書／中間監査報告書は、監査報告書／中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

一般社団法人 投資信託協会  
会長 白川 真 殿

ワイエムアセットマネジメント株式会社  
代表取締役社長 廣中 享二 ㊞

## 正会員の財務状況等に関する届出書

当社の財務状況等に係る会計監査が終了いたしましたので、貴協会の定款の施行に関する規則第 10 条第 1 項第 17 号イの規定に基づき、下記のとおり報告いたします。

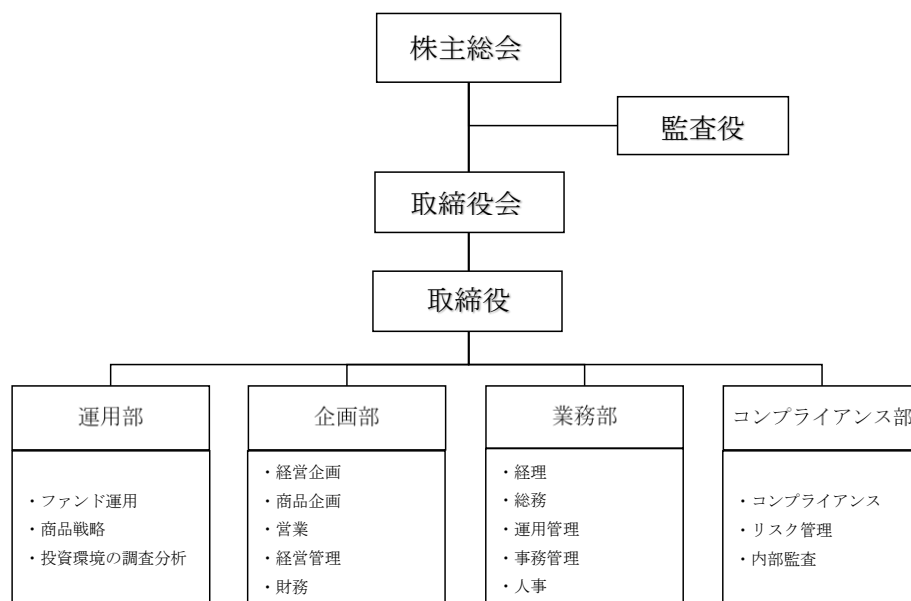
### 1. 委託会社等の概況

#### (1) 資本金の額（平成 28 年 11 月末日現在）

資本金の額	1 億円
会社が発行する株式の総数	12,000 株
発行済株式総数	3,000 株
最近 5 年間における主な資本金の額の増減	該当事項はありません。

#### (2) 会社の機構（平成 28 年 11 月末日現在）

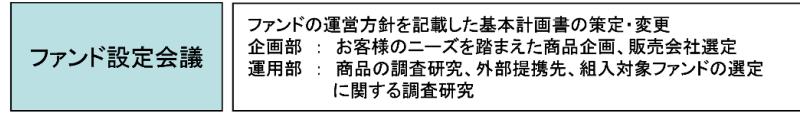
##### ① 会社の組織図



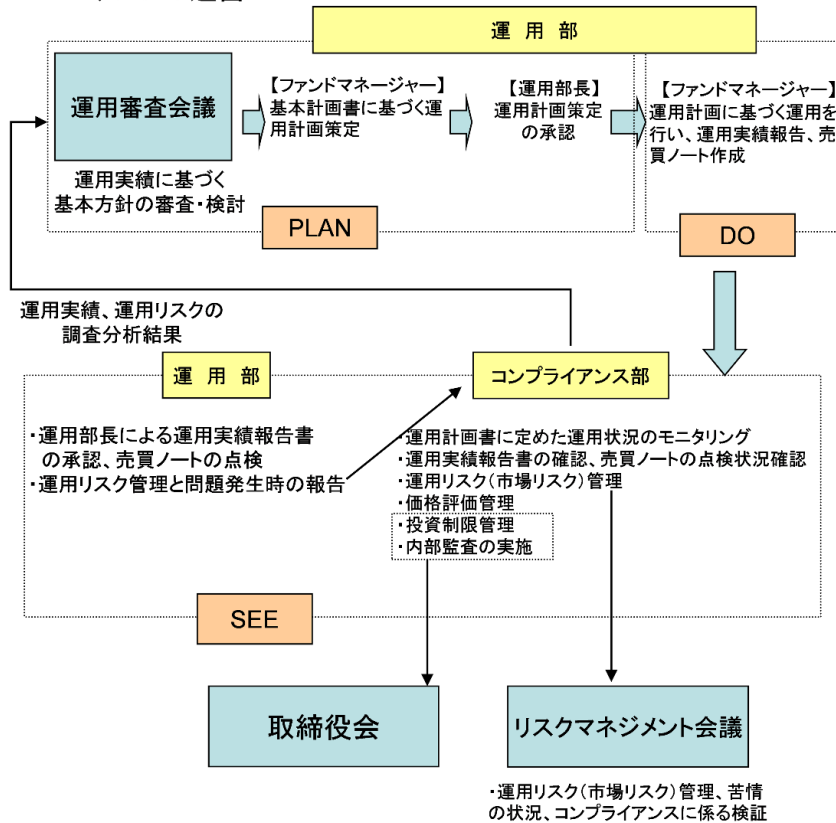
## ② 投資運用の体制

### 投資に関する意思決定プロセス

#### 1. ファンドの選定



#### 2. ファンドの運営



新規にファンドを設定する際は「ファンド設定会議」（ファンド設立時及び基本計画書の変更時に開催）にて意思決定を行います。この会議は取締役及び各部署の長の出席のもと、ファンド運用上の諸方針を記載した基本計画書の策定及び変更、販売会社の選定に係る事項の審議を行います。

運用の意思決定は、「運用審査会議」（原則として毎月1回開催）にて運用の基本方針について審査・検討を行い、承認を受けます。こうして承認された基本方針に基づき、運用部のファンドマネージャーが月次で運用計画を策定します。運用審査会議は各部署の長の出席のもと、運用部が市場環境分析及びファンドの運用実績の報告と、運用対象とする有価証券の種類・銘柄の評価、及びモデルポートフォリオ等の説明を実施し、コンプライアンス部より運用資産にかかるリスクとリターンの状況について報告を受けた上で、投資環境および相場動向等を勘案し、運用の基本方針を審議します。

内部管理体制に関しては、コンプライアンス部を事務局とする「リスクマネジメント会議」（原則として毎月 1 回開催）において、ファンドの運用リスクの状況の報告を受けるほか、苦情の状況、コンプライアンスに係る事項の検証等を行い、運用の意思決定に対する牽制を図るとともに、業務の適切性を確保します。

## 2. 事業の内容及び営業の概況

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

なお、平成 28 年 11 月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は以下のとおりです（親投資信託を除きます）。

種類	本数	純資産総額（円）
追加型株式投資信託	3	10,464,435,219
合計	3	10,464,435,219

## 3. 委託会社等の経理状況

- （1）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに、同規則第 2 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号）並びに同規則第 38 条及び第 57 条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年 8 月 6 日内閣府令第 52 号）により作成しております。
- （2）財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- （3）当社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 1 期事業年度（平成 28 年 1 月 4 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により監査を受けております。また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 2 期事業年度に係る中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の中間財務諸表について、有限責任あずさ監査法人により中間監査を受けております。

# (1) 貸借対照表

平成 28 年 3 月 31 日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	136,564	<b>【流動負債】</b>	1,121
預金	135,887	未払費用	1,072
前払費用	674	未払法人税等	49
未収収益	2	固定負債	—
未収入金	0	負債の部合計	1,121
<b>【固定資産】</b>	10,515	純資産の部	
有形固定資産 ※1	924	<b>【株主資本】</b>	145,957
建物附属設備	924	資本金	100,000
無形固定資産	—	資本剰余金	50,000
投資その他の資産	9,590	資本準備金	50,000
敷金	7,490	利益剰余金	△4,042
繰延税金資産	2,099	その他利益剰余金	△4,042
繰延資産	—	繰越利益剰余金	△4,042
		純資産の部合計	145,957
資産の部合計	147,079	負債及び純資産の部合計	147,079

## (2) 損益計算書

〔 自 平成 28 年 1 月 4 日  
至 平成 28 年 3 月 31 日 〕

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		—
営業費用		—
一般管理費		
給料・手当	1,912	
旅費交通費	342	
租税公課	1,102	
地代家賃	362	
減価償却費	5	
諸経費	2,376	
一般管理費計		6,099
営業損失		6,099
営業外収益		
受取利息	6	
営業外収益計		6
経常損失		6,093
税引前当期純損失		6,093
法人税、住民税及び事業税	49	
法人税等調整額	△2,099	
法人税等合計		△2,050
当期純損失		4,042

## (3) 株主資本等変動計算書

当事業年度 (自 平成 28 年 1 月 4 日 至 平成 28 年 3 月 31 日) (単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
会社成立日残高	100,000	50,000	50,000	—	—	150,000	150,000
当期変動額	—	—	—	△4,042	△4,042	△4,042	△4,042
当期純損失	—	—	—	△4,042	△4,042	△4,042	△4,042
当期変動額合計	—	—	—	△4,042	△4,042	△4,042	△4,042
当期末残高	100,000	50,000	50,000	△4,042	△4,042	145,957	145,957

## 重要な会計方針

その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- (1) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
- (2) 固定資産の減価償却の方法  
定額法を採用しております。耐用年数は次のとおりです。  
建物附属設備 15年

## 注記事項

### (貸借対照表関係)

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は 5 千円です。

### (株主資本等変動計算書関係)

当事業年度（自 平成 28 年 1 月 4 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	会社成立日株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	3,000 株	—	—	3,000 株

### (金融商品関係)

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金に限定しており、また資金調達については、借入によらず、株式の発行により行う方針です。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

預金は高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。

##### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる運転資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

当事業年度（平成 28 年 3 月 31 日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	135,887	135,887	—
資産計	135,887	135,887	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（平成28年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	135,887	—
合計	135,887	—

**(税効果会計関係)**

当事業年度（平成28年3月31日現在）

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
繰越欠損金	2,099
繰延税金資産小計	2,099
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	2,099
繰延税金資産の純額	2,099

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

税引前当期純損失を計上したため記載を省略しております。

**(セグメント情報等)**

当事業年度（自平成28年1月4日至平成28年3月31日）

1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 商品及びサービスごとの情報

当事業年度については営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

当事業年度については、営業収益がないため、記載を省略しております。



3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報  
該当事項はありません。
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報  
該当事項はありません。
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
該当事項はありません。

**(関連当事者情報)**

1. 関連当事者との取引

当事業年度（自 平成 28 年 1 月 4 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	三友株式会社	下関市細江町	50,000	不動産業	—	事務所の賃借	敷金の差入 賃借料の支払	7,490 959	敷金 前払費用	7,490 674

取引条件および取引条件の決定方針等

(注 1) 差入敷金保証金は一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注 2) 上記取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等が含まれております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

（株）山口フィナンシャルグループ（東京証券取引所に上場）

**(1株当たり情報)**

当事業年度（自 平成 28 年 1 月 4 日 至 平成 28 年 3 月 31 日）

1株当たり純資産額 48,652.51円

1株当たり当期純損失金額 1,347.49円

なお、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当期純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当事業年度 (自 平成 28 年 1 月 4 日 至 平成 28 年 3 月 31 日)
当期純損失 (千円)	4,042
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る当期純損失 (千円)	4,042
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,000

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

# (1) 中間貸借対照表

平成28年9月30日現在

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
<b>【流動資産】</b>	70,932	<b>【流動負債】</b>	7,176
預金	52,913	未払金	5,369
前払費用	1,424	未払代行手数料	4,948
未収委託者報酬	12,827	その他未払金	421
未収入金	3,594	未払費用	1,658
未収収益	0	未払法人税等	148
繰延税金資産	172	負債の部合計	7,176
<b>【固定資産】</b>	47,612	純資産の部	
有形固定資産 ※1	3,412	<b>【株主資本】</b>	111,368
建物附属設備	2,480	資本金	100,000
器具備品	931	資本剰余金	50,000
無形固定資産 ※2	16,800	資本準備金	50,000
ソフトウェア	16,800	利益剰余金	△38,631
投資その他の資産	27,400	その他利益剰余金	△38,631
敷金	7,490	繰越利益剰余金	△38,631
繰延税金資産	19,909		
繰延資産	—	純資産の部合計	111,368
資産の部合計	118,544	負債及び純資産の部合計	118,544

## (2) 中間損益計算書

〔 自 平成 28 年 4 月 1 日 〕  
〔 至 平成 28 年 9 月 30 日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
委託者報酬	11,877	
営業収益計		11,877
営業費用		
代行手数料	4,582	
広告宣伝費	8,438	
外注費	1,403	
通信費	7,345	
印刷費	7,061	
諸会費	5,199	
営業費用計		34,029
一般管理費		
給料手当	19,652	
旅費交通費	1,254	
地代家賃	3,745	
減価償却費	1,361	
諸経費	4,259	
一般管理費計		30,271
営業損失		52,423
営業外収益		
受取利息	0	
営業外収益計		0
経常損失		52,422
税引前中間純損失		52,422
法人税、住民税及び事業税	148	
法人税等調整額	△17,982	
法人税等合計		△17,834
中間純損失		34,589

### (3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 9 月 30 日）（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	100,000	50,000	50,000	△4,042	△4,042	145,957	145,957
当中間期変動額	—	—	—	△34,589	△34,589	△34,589	△34,589
中間純損失	—	—	—	△34,589	△34,589	△34,589	△34,589
当中間期変動額合計	—	—	—	△34,589	△34,589	△34,589	△34,589
当中間期末残高	100,000	50,000	50,000	△38,631	△38,631	111,368	111,368

#### 重要な会計方針

##### 1. 固定資産の減価償却の方法

###### (1) 有形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 10～15 年

器具備品 10 年

###### (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。耐用年数は次のとおりです。

ソフトウェア 5 年

##### 2. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

###### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 注記事項

##### (中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末（平成 28 年 9 月 30 日現在）

※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は 166 千円です。

##### (中間損益計算書関係)

当中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日）

###### 減価償却実施額

※ 1. 有形固定資産 161 千円

※ 2. 無形固定資産 1,200 千円

### (株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日）

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
普通株式	3,000 株	—	—	3,000 株

### (金融商品関係)

当中間会計期間（平成 28 年 9 月 30 日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計 上額	時価	差額
(1) 預金	52,913	52,913	—
(2) 未収委託者報酬	12,827	12,827	—
資産計	65,741	65,741	—
(1) 未払金	5,369	5,369	—
負債計	5,369	5,369	—

(注 1) 金融商品の時価の算定方法

#### 資産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### 負債

(1) 未払金

未払金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (税効果会計関係)

第2期中間会計期間末（平成28年9月30日現在）

### 1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	(千円)
繰越欠損金	18,508
入会金否認	1,573
繰延税金資産小計	20,082
評価性引当額	—
繰延税金資産合計	20,082
繰延税金資産の純額	20,082

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳  
税引前中間純損失を計上したため記載を省略しております。

## (セグメント情報等)

中間会計期間（平成28年4月1日から平成28年9月30日）

### 1. セグメント情報

当社は単一セグメントであるため、記載を省略しております。

### 2. 関連情報

#### (1) 商品及びサービスごとの情報

単一の商品・サービスの区分の外部顧客からの営業収益が90%を超えるため、記載を省略しております。

#### (2) 地域ごとの情報

##### ① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

##### ② 有形固定資産

有形固定資産の全てが本邦に所在しているため、記載を省略しております。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手がないため、記載はありません。

### 3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

### 4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

### 5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

**(1 株当たり情報)**

当中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日）

1 株当たり純資産額 37,122.67 円

1 株当たり中間純損失金額 11,529.83 円

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益額については、1 株当たり中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1 株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	当中間会計期間 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日)
中間純損失 (千円)	34,589
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—
普通株式に係る中間純損失 (千円)	34,589
普通株式の期中平均株式数 (株)	3,000

**(重要な後発事象)**

該当事項はありません。

公開日 平成 29 年 2 月 8 日  
作成基準日 平成 29 年 1 月 26 日  
本店所在地 下関市竹崎町  
お問い合わせ先 業務部

## 独立監査人の監査報告書

平成 28 年 7 月 26 日

ワイエムアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の平成 28 年 1 月 4 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 1 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の平成 28 年 3 月 31 日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。



## 独立監査人の中間監査報告書

平成 29 年 1 月 26 日

ワイエムアセットマネジメント株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 中井 修  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているワイエムアセットマネジメント株式会社の平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度の中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続きの一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ワイエムアセットマネジメント株式会社の平成 28 年 9 月 30 日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。